

多様な人材活用、 外国人技能実習制度について

2025.10.1

福留経営労務管理事務所

社会保険労務士
行政書士

福留 章

- 自己紹介
- 外国人雇用の現状
- 管理団体（受入れ機関）の業務
- 特定技能者の受入れ拡大
- 技能実習制度から育成就労制度
- 育成就労制度の問題点
- 外国人雇用の将来について など



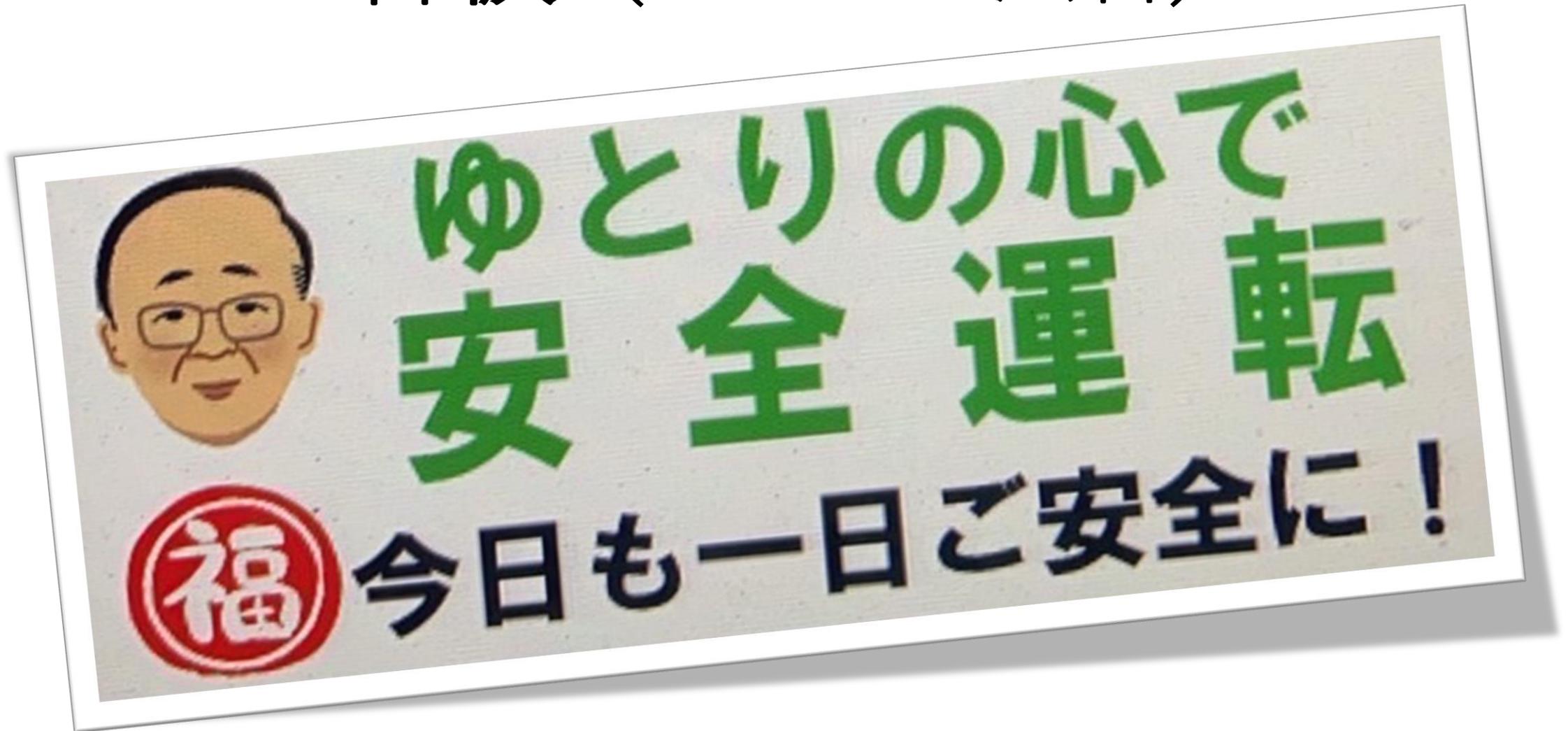
福留経営労務管理 事務所

全景

高砂西インター下りてすぐ



看板（イメージ広告）



ゆとりの心で
安全運転



今日も一日ご安全に！

社会保険労務士が なぜ管理団体を立ち 上げたか

- 相談のほとんどが「人手不足」
- 顧問先の人材確保
- 必須となるハローワークとの連携



技能実習制度の内容



定義

技能・技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、
当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に
協力することを目的とする制度

育成就労制度

・ 特定技能制度

中小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するにあたり、生産性向上や国内人材の為の取組みを行ってもなお、人材の確保が困難な状況にある産業上の分野において一定の専門性技能を有し、即戦力外国人を受入れる仕組みを構築するものである。

2019.4～ 14業種 認定2号 建築・造船・船舶用工業

・ 育成就労制度

外国人材を適正に受け入れ、育成し我が国の基幹的労働力として長期に活躍してもらうことを目的として人材の「育成」と「確保」を正面から目的とする制度

監査体制

	機構	協同組合	企業
技能実習	外国人技能実習機構	管理団体	実習実施者
特定技能	登録支援機構	登録支援団体	特定技能所属機関
育成就労	外交人就労機構	管理支援機関	受入れ企業

※入管 = 出入国在留管理所

何故 外国人雇用か

決定的な将来の現実=深刻な労働力不足

女性、高齢者、外国人

日本人の職業意識の変化

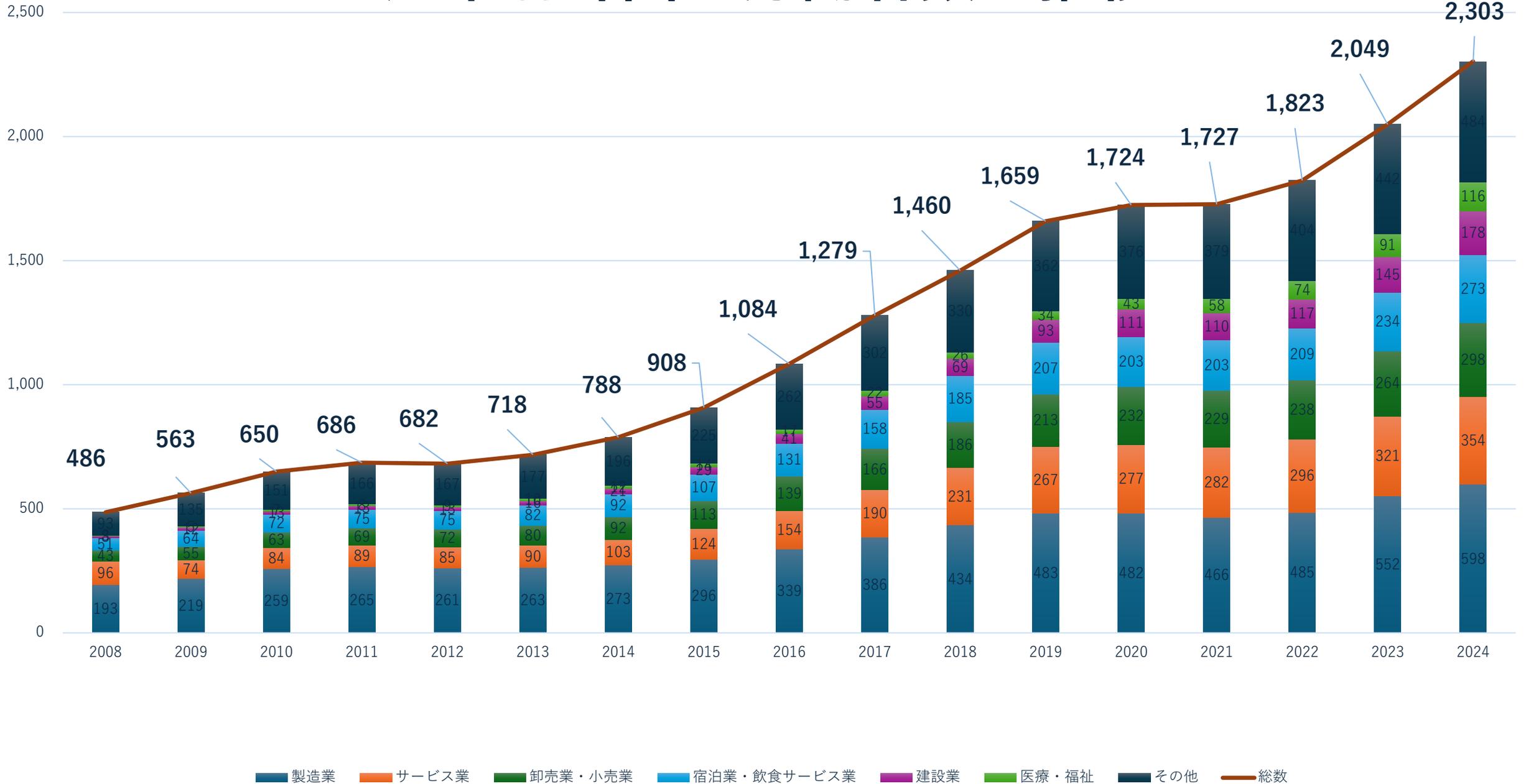
キレイな仕事 カッコイイ仕事

サービス業やIT関連企業へ

⇒ 確実なのは外国人雇用 = 雇用の安定

—— 経済の発展

産業別外国人労働者数の推移



外国人労働者の現状



- ・ 労働者が多い上位 3 か国

ベトナム	570,708人	(全体の24.8%)
中国	408,805人	(全体の17.8%)
フィリピン	245,565人	(全体の10.7%)

- ・ 増加率が大きい主な 3 か国

ミャンマー	114,618人	(前年比61.0%)
インドネシア	169,539人	(前年比39.5%)
スリランカ	39,136人	(前年比33.7%)

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

令和6年10月末時点

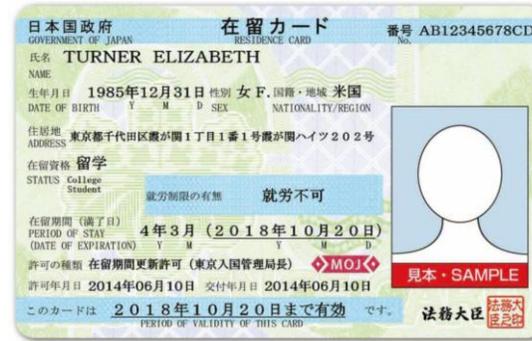
(単位：人)

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格 (注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	2,302,587	718,812 (31.2%)	411,261 (17.9%)	206,995 (9.0%)	85,686 (3.7%)	470,725 (20.4%)	398,167 (17.3%)	311,996 (13.5%)	629,117 (27.3%)	382,872 (16.6%)	100,190 (4.4%)	18,756 (0.8%)	127,299 (5.5%)	80 (0.0%)
ベトナム	570,708 [24.8%]	196,049 (34.4%)	98,713 (17.3%)	90,621 (15.9%)	27,643 (4.8%)	223,291 (39.1%)	101,886 (17.9%)	80,338 (14.1%)	21,835 (3.8%)	10,572 (1.9%)	5,790 (1.0%)	1,710 (0.3%)	3,763 (0.7%)	4 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	408,805 [17.8%]	163,512 (40.0%)	121,885 (29.8%)	12,185 (3.0%)	4,761 (1.2%)	33,123 (8.1%)	67,751 (16.6%)	54,136 (13.2%)	139,656 (34.2%)	105,347 (25.8%)	16,656 (4.1%)	6,654 (1.6%)	10,999 (2.7%)	2 (0.0%)
フィリピン	245,565 [10.7%]	38,833 (15.8%)	10,612 (4.3%)	20,877 (8.5%)	5,580 (2.3%)	43,508 (17.7%)	3,807 (1.6%)	2,540 (1.0%)	153,833 (62.6%)	90,174 (36.7%)	21,074 (8.6%)	3,826 (1.6%)	38,759 (15.8%)	4 (0.0%)
ネパール	187,657 [8.1%]	48,172 (25.7%)	35,001 (18.7%)	5,614 (3.0%)	3,366 (1.8%)	3,144 (1.7%)	126,358 (67.3%)	88,177 (47.0%)	6,616 (3.5%)	3,510 (1.9%)	1,473 (0.8%)	729 (0.4%)	904 (0.5%)	1 (0.0%)
インドネシア	169,539 [7.4%]	54,622 (32.2%)	7,860 (4.6%)	43,723 (25.8%)	7,102 (4.2%)	93,545 (55.2%)	6,843 (4.0%)	6,192 (3.7%)	7,423 (4.4%)	3,853 (2.3%)	1,791 (1.1%)	225 (0.1%)	1,554 (0.9%)	4 (0.0%)
ブラジル	136,173 [5.9%]	1,089 (0.8%)	689 (0.5%)	24 (0.0%)	165 (0.1%)	64 (0.0%)	527 (0.4%)	463 (0.3%)	134,328 (98.6%)	68,119 (50.0%)	14,650 (10.8%)	1,220 (0.9%)	50,339 (37.0%)	0 (0.0%)
ミャンマー	114,618 [5.0%]	35,888 (31.3%)	12,699 (11.1%)	21,981 (19.2%)	18,761 (16.4%)	33,878 (29.6%)	21,810 (19.0%)	20,821 (18.2%)	4,278 (3.7%)	1,475 (1.3%)	607 (0.5%)	147 (0.1%)	2,049 (1.8%)	3 (0.0%)
韓国	75,003 [3.3%]	32,514 (43.4%)	28,072 (37.4%)	263 (0.4%)	3,186 (4.2%)	19 (0.0%)	6,978 (9.3%)	5,931 (7.9%)	32,305 (43.1%)	23,656 (31.5%)	6,292 (8.4%)	566 (0.8%)	1,791 (2.4%)	1 (0.0%)
タイ	39,806 [1.7%]	9,888 (24.8%)	3,383 (8.5%)	3,840 (9.6%)	801 (2.0%)	13,613 (34.2%)	1,935 (4.9%)	1,783 (4.5%)	13,568 (34.1%)	8,185 (20.6%)	3,172 (8.0%)	394 (1.0%)	1,817 (4.6%)	1 (0.0%)
スリランカ	39,136 [1.7%]	12,352 (31.6%)	10,297 (26.3%)	1,540 (3.9%)	2,243 (5.7%)	2,374 (6.1%)	18,731 (47.9%)	16,328 (41.7%)	3,436 (8.8%)	1,513 (3.9%)	1,355 (3.5%)	244 (0.6%)	324 (0.8%)	0 (0.0%)
ペルー	31,574 [1.4%]	237 (0.8%)	120 (0.4%)	10 (0.0%)	65 (0.2%)	77 (0.2%)	123 (0.4%)	114 (0.4%)	31,072 (98.4%)	21,274 (67.4%)	1,332 (4.2%)	777 (2.5%)	7,689 (24.4%)	0 (0.0%)
G7等(注4)	84,173 [3.7%]	47,084 (55.9%)	26,663 (31.7%)	123 (0.1%)	1,459 (1.7%)	15 (0.0%)	3,307 (3.9%)	2,654 (3.2%)	32,253 (38.3%)	17,412 (20.7%)	13,755 (16.3%)	276 (0.3%)	810 (1.0%)	55 (0.1%)
うちアメリカ	34,459 [1.5%]	20,283 (58.9%)	9,869 (28.6%)	13 (0.0%)	137 (0.4%)	5 (0.0%)	927 (2.7%)	688 (2.0%)	13,055 (37.9%)	6,899 (20.0%)	5,709 (16.6%)	96 (0.3%)	351 (1.0%)	52 (0.2%)
うちイギリス	13,017 [0.6%]	7,399 (56.8%)	4,229 (32.5%)	10 (0.1%)	222 (1.7%)	0 (0.0%)	268 (2.1%)	199 (1.5%)	5,127 (39.4%)	2,978 (22.9%)	2,031 (15.6%)	39 (0.3%)	79 (0.6%)	1 (0.0%)
その他	199,830 [8.7%]	78,572 (39.3%)	55,267 (27.7%)	6,194 (3.1%)	10,554 (5.3%)	24,074 (12.0%)	38,111 (19.1%)	32,519 (16.3%)	48,514 (24.3%)	27,782 (13.9%)	12,243 (6.1%)	1,988 (1.0%)	6,501 (3.3%)	5 (0.0%)

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

令和6年10月末時点					(単位：所、人)				
		事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)	うち派遣・ 請負事業所		[比率] (注3)	構成比 (注4)		
全産業計		342,087	19,941	[5.8%]	100.0%	2,302,587	399,213	[17.3%]	100.0%
A	農業、林業	13,597	181	[1.3%]	4.0%	58,373	1,346	[2.3%]	2.5%
	うち 農業	13,471	181	[1.3%]	3.9%	58,139	1,346	[2.3%]	2.5%
B	漁業	1,645	8	[0.5%]	0.5%	6,434	42	[0.7%]	0.3%
C	鉱業、採石業、砂利採取業	106	2	[1.9%]	0.0%	493	61	[12.4%]	0.0%
D	建設業	44,811	1,835	[4.1%]	13.1%	177,902	9,686	[5.4%]	7.7%
E	製造業	56,692	3,945	[7.0%]	16.6%	598,314	76,487	[12.8%]	26.0%
	うち 食料品製造業	8,811	375	[4.3%]	2.6%	189,693	14,417	[7.6%]	8.2%
	うち 飲料・たばこ・飼料製造業	449	13	[2.9%]	0.1%	2,092	139	[6.6%]	0.1%
	うち 繊維工業	3,979	155	[3.9%]	1.2%	30,667	1,622	[5.3%]	1.3%
	うち 金属製品製造業	8,849	410	[4.6%]	2.6%	60,608	4,749	[7.8%]	2.6%
	うち 生産用機械器具製造業	2,983	283	[9.5%]	0.9%	27,467	3,428	[12.5%]	1.2%
	うち 電気機械器具製造業	3,995	332	[8.3%]	1.2%	41,035	10,016	[24.4%]	1.8%
	うち 輸送用機械器具製造業	6,639	1,056	[15.9%]	1.9%	101,282	24,905	[24.6%]	4.4%
F	電気・ガス・熱供給・水道業	192	15	[7.8%]	0.1%	817	81	[9.9%]	0.0%
G	情報通信業	13,587	1,088	[8.0%]	4.0%	90,546	11,327	[12.5%]	3.9%
H	運輸業、郵便業	9,707	583	[6.0%]	2.8%	75,157	13,108	[17.4%]	3.3%
I	卸売業、小売業	64,124	1,189	[1.9%]	18.7%	298,348	10,955	[3.7%]	13.0%
J	金融業、保険業	1,609	57	[3.5%]	0.5%	12,872	780	[6.1%]	0.6%
K	不動産業、物品賃貸業	5,052	140	[2.8%]	1.5%	23,142	2,157	[9.3%]	1.0%
L	学術研究、専門・技術サービス業	13,437	769	[5.7%]	3.9%	79,314	14,023	[17.7%]	3.4%
M	宿泊業、飲食サービス業	48,922	695	[1.4%]	14.3%	273,333	8,101	[3.0%]	11.9%
	うち 宿泊業	5,668	135	[2.4%]	1.7%	40,327	2,905	[7.2%]	1.8%
	うち 飲食店	42,508	533	[1.3%]	12.4%	229,593	5,052	[2.2%]	10.0%
N	生活関連サービス業、娯楽業	6,525	233	[3.6%]	1.9%	29,991	4,064	[13.6%]	1.3%
O	教育、学習支援業	7,676	242	[3.2%]	2.2%	82,902	4,750	[5.7%]	3.6%
P	医療、福祉	23,075	493	[2.1%]	6.7%	116,350	3,516	[3.0%]	5.1%
	うち 医療業	6,457	162	[2.5%]	1.9%	30,386	912	[3.0%]	1.3%
	うち 社会保険・社会福祉・介護事業	16,499	328	[2.0%]	4.8%	85,537	2,593	[3.0%]	3.7%
Q	複合サービス事業	1,647	61	[3.7%]	0.5%	7,109	854	[12.0%]	0.3%
R	サービス業（他に分類されないもの）	26,541	8,260	[31.1%]	7.8%	354,418	236,415	[66.7%]	15.4%
	うち 自動車整備業	1,850	42	[2.3%]	0.5%	5,845	179	[3.1%]	0.3%
	うち 職業紹介・労働者派遣業	6,627	4,913	[74.1%]	1.9%	184,346	162,649	[88.2%]	8.0%
	うち その他の事業サービス業	12,563	2,849	[22.7%]	3.7%	131,574	64,041	[48.7%]	5.7%
S	公務（他に分類されるものを除く）	1,955	70	[3.6%]	0.6%	11,244	789	[7.0%]	0.5%
T	分類不能の産業	1,187	75	[6.3%]	0.3%	5,528	671	[12.1%]	0.2%

在留資格別の現状



- 労働者数が多い上位3資格

専門的・技術的分野の在留資格	718,812人 (全体の31.2%)
身分に基づく在留資格	629,117人 (全体の27.3%)
技能実習	470,725人 (全体の20.4%)

- 対前年増加率が多い上位3資格

専門的・技術的分野の在留資格	718,812人 (前年比20.6%増)
特定活動	85,686人 (前年比19.5%増)
技能実習	470,725人 (前年比14.1%増)

都道府県別の現状



- ・ 労働者が多い上位3都道府県

東京

585,791人 (全体の25.4%)

愛知

229,627人 (全体の10.0%)

大阪

174,699人 (全体の 7.6%)

- ・ 事業所数が多い上位3都道府県

東京

82,294人 (全体の24.1%)

大阪

28,167人 (全体の8.2%)

愛知

26,979人 (全体の7.9%)

日本への期待・評価

来日労働者 453,000人 (26.2%)

- ・日本を選ぶ理由

- 1.日本への好感度が高い
- 2.高収入が得られる
- 3.治安が良い
- 4.労働環境が良い
- 5.単純労働が多く、働きやすい

- ・日本への好感度が高い国

1位～4位 台湾、タイ、フィリピン、ベトナム

5位 マレーシア

6位 香港

7位～8位 インド、シンガポール

生活費は1/3～1/2



外国人を雇用する主な理由

- 労働力不足の解消 64.8%
- 多様性やイノベーションをもたらす存在
- 新しい視点、アイデアの提供
- 企業内Communication 多言語対応能力
国際的ネットワーク活用
海外進出



外国人材は日本の経済にとって不可欠な存在

外国人技能実習機構の役割

- ①技能実習計画の認定
- ②実習実施者の届出の受理
- ③管理団体の許可申請の受理
- ④実習実施者や管理団体に対する
指導・監督（実地検査・報告徴収）
- ⑤技能実習生からの申告、相談に応じる
技能実習制度の適正な実施及び技能実
習生の保護



技能実習生の募集から配属まで ①

事業主の求人

- 送り出し機関への求人依頼
- 現地での募集活動
- 候補者（求人の3倍）が揃うと面接打ち合わせ
- 面接（現地又はリモート）
- 採用決定 → 出国前研修（4ヶ月）
- その間に技能実習計画の認定・在留資格認定許可申請、
入国後1ヶ月研修の外部委託手配など

The image shows two overlapping Japanese forms. The left form is a resume titled '履歴書' (履歴書) and includes fields for name (氏名), gender (性別), date of birth (生年月日), and a table for '学歴・職歴' (Education and Work History). The right form is titled '免許・資格' (免許・資格) and contains a table for recording licenses and qualifications.

技能実習生の募集から配属まで②

- 出国・入国日の決定
 - 出迎え
 - 1ヶ月研修機関
 - 入寮
 - 1ヶ月研修、その間に配属前健診の手配
 - 事業主からの手当（小遣い）支給など
 - 実習実施者が用意した寮などへの引っ越し
 - 就労（銀行口座・マイナンバー・在留カード・住民票などの手続き）
- 約6カ月～7カ月



管理団体の業務

- ・月に1回訪問指導（生活指導・健康状態確認・就労実態）
- ・3ヶ月に1回実習実施者に対する監査→機構への報告
- ・多くの変更事項の届け出・申請→機構・入管
- ・検査試験の案内・同伴
- ・行政への手続き介助（年末調整等）
- ・海外送金の介助



3ヶ月に1回の監査内容

- イ.技能実習の実施状況を現地確認
 - ロ.技能実習責任者・技能実習指導員からの報告
 - ハ.技能実習生の4分の1以上と面談
 - ニ.実習実施者の事業所の設備・帳簿・書類の確認
 - ホ.技能実習生の宿泊施設の生活環境を確認
- ※2ヶ月以内に機構に報告書を提出



- 40種類以上の書類の作成・整理・報告
- 小さな変更事項も申請義務
- 実習実施の提出書類の補助
- 事実上管理団体の仲介がないと外国人雇用は難しい
- 管理団体の選択が外国人雇用の成否を決める



技能実習制度から育成就労制度へ

技能実習制度廃止の理由

平成5年（1993年）スタート

長時間労働、賃金未払い

妊娠を理由とするハラスメント

暴力等人権を無視



頻発

(SNS拡散)

原則3年縛り ⇒ 失踪の原因に

(コミュニティの結成、情報網)

平成24年 特定技能制度拡充

受入れ対象 全16分野に

農業、建設業など

令和5年 (2023年) 現在

技能実習 40万4千人

特定技能 20万8千人



法改正の背景



基本理念 「技能、技術の移転」
「最賃での人材確保」

著しい乖離

送り出し機関、技能実習生、実習実施者
ともに共通認識は「出稼ぎ労働者」というのが実態

主な改正点 技能実習法→育成就労法

- (1) 制度目的の明確化
- (2) 特定技能制度との連携によるキャリアパスの一貫性
- (3) 転籍制度の緩和
- (4) 管理・支援体制の適正化

求められる企業の外国人材に対する姿勢の転換

- (1) 長期雇用を前提とした人材戦略
- (2) 労務コンプライアンスの徹底
- (3) 共生に向けた職場環境の整備

育成就労制度の創設

外国人受入れ政策が「労働者」として正面から向き合う事を宣言



法改正のポイント★

- ① 転籍の自由化（3年縛り→2年縛りへ）
- ② 人材の確保明記
- ③ 人材の育成と確保が目的
一定の技能があり即戦力とされる「特定技能」
水準の人材を3年で育成
- ④ 1つの職場で1年を超えて働き、一定の技能や日本語能力がある事を条件に同業種への転籍を認める
(要件を満たせば最長2年まで延長可)

- ⑤悪質ブローカー排除の為、転籍への
民間業者の関与を認めない
- ⑥管理団体は「管理支援機関」とし、
外部監査法人を設置
- ⑦来日までの手続きの簡素化
- ⑧申請・届け出手続きの簡素化



転籍原則禁止によるトラブル

- 失踪・窃盗・暴力・妊娠・資格外就労
- 管理団体の違反多数 許可・認定取消件数 48件
- 実習実施者の違反等 523件
- 強制労働・長時間労働、賃金未払い、監禁など 20件
- 労働基準法違反 全体の60%以上



- 送り出し機関

- 保証金・4ヶ月研修の実態
- 悪質ブローカーの存在
- 平均50万円～150万円程の借金



本音と建前が混在しており

いずれにしても監督の強化が不可欠

制度変更の問題点

- 来日する人の教育水準の問題
- 現在の技能実習生は、高卒程度、N5レベル
- 1～3年の育成で特定技能レベルに育成できるかどうか



- 人材の流出におびえる地方
賃金、待遇格差の問題
- 企業に待遇向上や職場環境改善を促す好機
→力のある大企業にはプラス
中小企業対策（助成金等）必要
- 中長期の人材確保可能に
→借金をもった状況で来日する現状
悪質ブローカーの排除

競争激化によるコンプライアンス志向



韓国・台湾との労働力争奪

選ばれる国の条件



- ・ 待遇改善・賃金・労働条件アップ
- ・ 受入れ後のキャリアアップが明確に担保されていること
- ・ 来日までの手続き簡素化
- ・ 帰国、再来日の手続きの簡素化



韓国



奨励金あり
大企業は良好
中小企業は悪評多い

台湾



手続き関係簡素
低賃金

外国人雇用の促進、共生への道

- ①安い労働力ではないという認識
- ②アジアの同胞意識・人権尊重
- ③働いてもらっているとの感覚
- ④重い事業主負担の軽減

多額の初期費用、実質単価は現在最低賃金
1,116円でも1,500円程度
(日本人パートより高い)



農業分野における外国人雇用



耕種農業全般
畜産農業全般

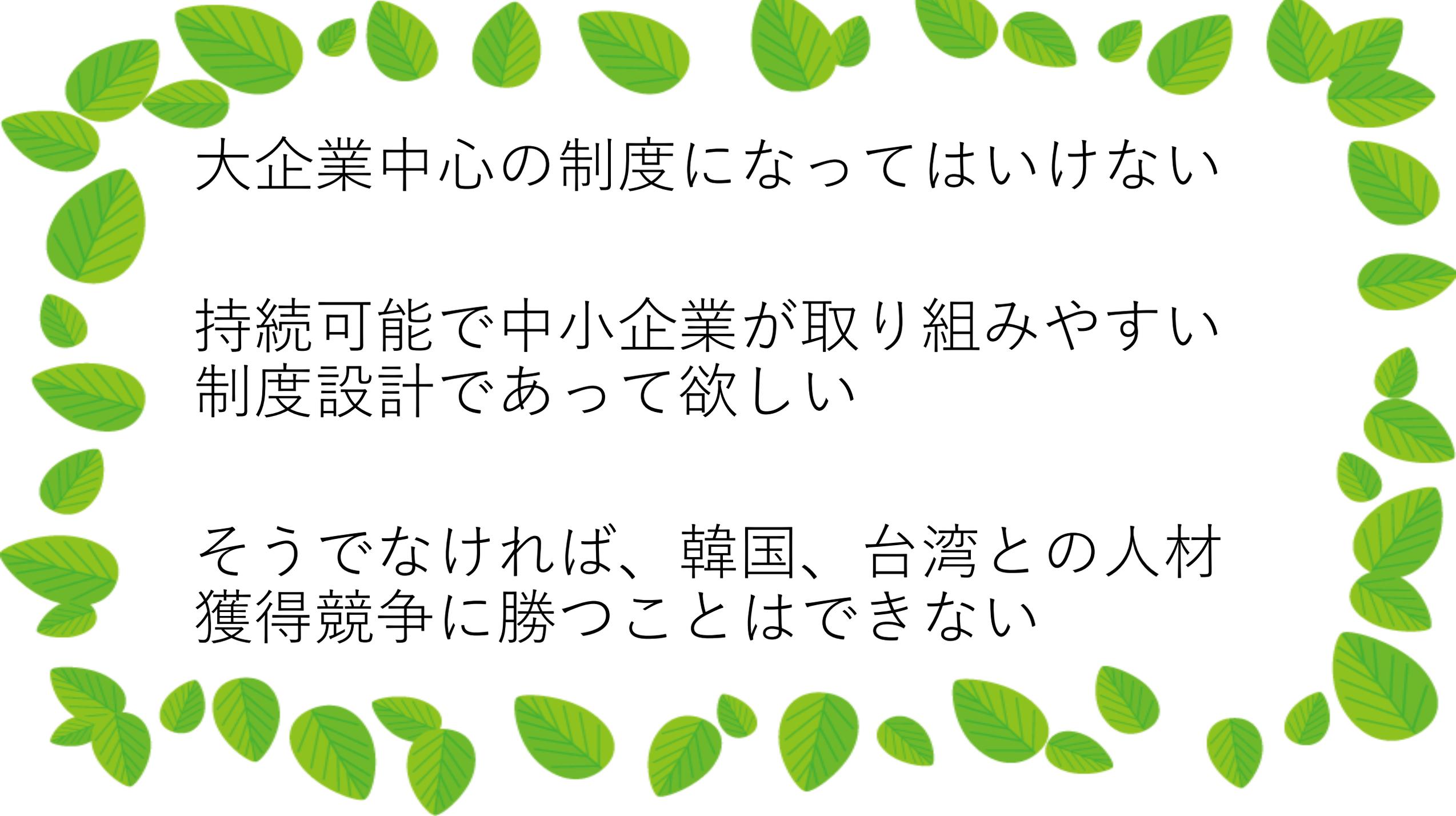


技能検定試験の内容
日本語能力試験 N4以上
特定技能レベル試験

外国人雇用の将来

- 1. 「安い労働力」 意識改革
- 2. むしろ「高い労働力」と考えるべき
- 3. 日本で働く外国人労働者の知識向上
〈例〉 有給休暇
- 4. 徹底してコンプライアンス、制度を運用
- 5. 外国人に寄り添う 優しさと感謝
- 6. 中小企業ならではの福利厚生





大企業中心の制度になってはいけない

持続可能で中小企業が取り組みやすい
制度設計であって欲しい

そうでなければ、韓国、台湾との人材
獲得競争に勝つことはできない

施行日と経過措置について

2027年4月1日施行予定

改正法施行日までに
技能実習計画の認定の申請がなされ
原則として施行日から起算して
3カ月を経過するまでに
技能実習を開始する者
及び、施行日前に技能実習生として
入国した者については経過措置あり



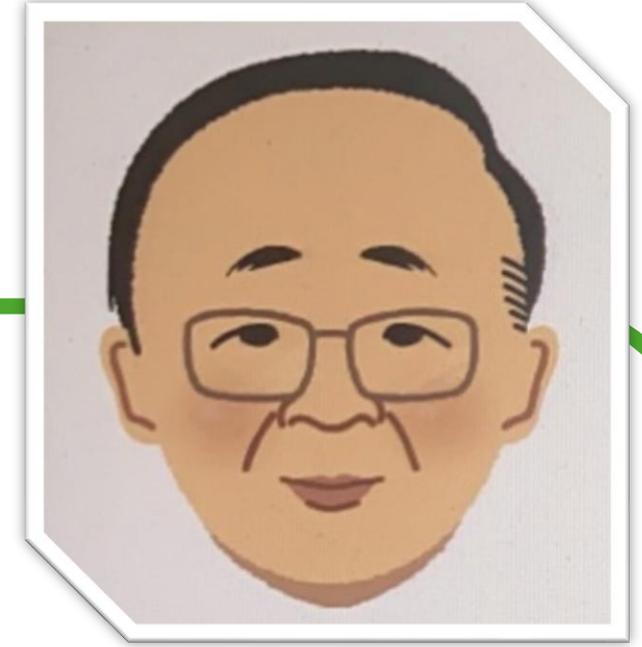
経過措置があるものとして

全体としては技能実習制度の方が
取り入れやすいので

「駆け込み需要」が予想される



私見ながら…



法定福利の中で最も負担の大きい
厚生年金の免除、或いは
事業主負担の免除、脱退一時金申請の簡素化と
速やかな給付の実現を切望する。